

令和 3 年度第 4 回会議（意見等まとめ）

歴史的公文書の選別基準について

- 「歴史的公文書選別基準添付参考資料」について、廃棄（収集）の理由の記載内容では所管課の職員が見た際に判断理由が分からないのではないかとと思われる。
- 「歴史的公文書選別基準添付参考資料」は、あくまでも前年度の実績、過去の実績としての参考資料であり、これを参考に運用するとなれば、所管課での判断が硬直的になってしまう可能性もあると思われる。
- 中長期的な運用に耐える制度を構築しておく観点から、国のガイドライン「別表第2」のような保存期間満了時の措置の設定基準を設けた方がよいと思われる。
- 少なくとも、事務局案の「歴史的公文書選別基準」と併用する形で運用していく方がよいと思われる。

歴史的公文書の保存等について

- 一旦、歴史的公文書として決定した文書は、原則として永久保存を行うこととなるが、歴史資料として重要かどうかの考え方は、時代によって変わることもあり得ることから、状況によっては見直すことが必要と考えられる。

当初は重要と考えて保存していた文書について、重要性がなくなったと考えられる場合、第三者機関を通じて判断し、廃棄することが妥当と思われる。

- 歴史的公文書の廃棄について、第三者機関の関与の密度（意見聴取、同意、諮問の義務付けなど）をどう考えていくのかは、今後の課題になると思われる。
- 歴史的公文書のうち紙文書については、将来的に、電子文書に媒体変換することもあり得ると思われる。それをどのような手続きで行うのかについても、議論する方がよいと思われる。

歴史的公文書の利用について (利用請求権)

- 国においては、国立公文書館等の各館ごとに、一定程度の独自性を認め、それぞれが利用等規則を制定するとの趣旨があると思われ、そのため、公文書管理法の中に利用手続きに関する規定を設けていないのではないかとと思われる。

尼崎市の場合は、利用手続きに関する規定を条例の中に規定せずに、規則の中で規定とする必要性はないと思われる。

- 歴史的公文書の利用決定に至るまでの判断期間について、国の制度に合わせた30日以内で問題ないと思われる。
- 歴史的公文書の利用請求に関する規定は、情報公開条例と同様に、利用手続とを一体とした構成にしていくこと、また、歴史的公文書の利用請求がなされてから決定するまでの期間については、国の制度に合わせて30日、延長期限も30日とすることが妥当とのことについて異論がないため、その方向でまとめていくこととする。

歴史的公文書の利用について (利用制限の基準)

- 国立公文書館の利用制限の審査基準を用いる場合、その審査基準に該当する具体的な事項が特定されたり、利用請求者に類推されることにならないか懸念する。個人情報に類推できるようなものであってはならないと考える。
- 公文書管理条例の中に利用制限事由を具体的に規定するかは別にして、情報公開条例の中で示している不開示事由の規定内容と齟齬があってはならないと考える。
- 情報公開制度と同様の考え方に基づいて、個人情報は基本的に非公開となるが、歴史的公文書の利用決定の場合は、文書の作成または取得後、長い時間が経過していることによる影響はあると思われる。
- 自治体が保有する文書には、非常にセンシティブな内容も多いと思われ、人権擁護の観点から、個人の本籍情報の取扱いは特に重要になると考える。

尼崎市での利用制度においても、国立公文書館の利用審査基準のようなものを作る必要があると思われるが、その際には、個人の本籍情報を保護の対象とし、類型の例として明記することが重要と考える。

個人の本籍情報の利用制限期間は、国立公文書館の利用審査基準にある「110年を超える適切な年」に合わせるべきと考える。

歴史的公文書の利用制度の対象とする公文書の範囲について (寄贈・寄託文書の取扱い) その1

- 第三者からの寄贈・寄託文書と行政職員がその職務において作成し取得している文書とでは、歴史博物館がこれらの文書を取得する契機が違うだけであって、歴史博物館が取得している文書であることに変わりはないと思われる。

歴史博物館が取得するルート、契機は違うが、その取得した文書が、利用請求権を認めるような文書ではなく、特別の管理をしている文書というカテゴリーに含まれるから、利用請求権を認める文書には該当しないだけのことと考える。

- 尼崎市の場合は、博物館が公文書館機能を有している実情において、行政目的のために取得された文書が後に非現用文書となって移管された場合と、博物館として、歴史的な価値に着目した資料として寄贈または寄託を受けて取得する場合とでは、取得の観点に違いがあると思われる。
- 非現用文書については、市民に説明責任を果たす観点から、条例に利用請求権を規定するものであるが、博物館として寄贈・寄託された文書については、図書館の図書と同様に、公の施設として市民の利用に供する観点があり、その違いがあると思われる。

歴史的公文書の利用制度の対象とする公文書の範囲について (寄贈・寄託文書の取扱い) その2

- 寄贈・寄託文書を利用請求権の対象とすることが妥当かどうかは、それぞれの組織が保有する資料の性格によって、取扱いは異なると考える。
- 尼崎市の歴史博物館の場合、前近代の資料が非常に多い特性があり、そのような資料を近現代の公文書由来の資料と同様の扱いにすることは、馴染まないのではないかとと思われる。
- 簡便な方法による閲覧利用などを想定されているため、歴史博物館での利用制度を複数設けるということになる。この場合、利用制限の整合性の問題をクリアすることと、利用の申込みの方法の違いを説明できるようにしておくことが必要であり、この2点をクリアできるのであれば、利用請求権の対象としないことについて異論はない。
- 利用請求権の対象から除外したとしても、他の枠組みや考え方により公開されるため、市民の利用権を侵害することにはならないという考え方と思うが、その場合、特別な管理がされているという前提がなければならないと考える。
- 寄贈・寄託文書は異なる枠組みや考え方で整理し、広く活用しているということであるため、その前提が崩れれば、別の取扱いにすることは難しいと思われる。
- 寄贈・寄託文書について、公開しないという趣旨ではなく、別の制度や趣旨に基づいて公開していくこととなるが、その制度や趣旨について整理が必要と思われる。